

小美玉市指定給水装置工事事業者の指定更新について

水道法により工事事業者指定の有効期限は5年間となりますので、更新の手続きあたりましては、以下に記載した①～④の届出書類及び添付書類をご提出ください。

なお、有効期限を迎える事業者（注：下段のその他の注意事項を参照）には、受付期間内での更新手続きをお願いいたします。

≪提出書類≫

- | |
|---|
| ① 様式第1号（指定給水工事事業者指定申請書）及び別表（機械器具調書） |
| ② 様式第2号（誓約書） |
| ③ 様式第3号（指定更新時確認書） |
| ④ 様式第10号（給水装置工事主任選任・解任届出書） ← ※変更がある場合のみ |

≪添付書類≫

法人の場合	個人の場合
・登録事項証明書（原本） ・定款の写し	・住民票の写し （省略していないもの）
（共通） ・給水装置工事主任技術者免状の写し ・給水装置工事主任技術者証の写し（ <u>財給水工事技術振興財団発行の写真入りのもの</u> ） ・事業所の位置図（市町村役場、あるいは主要幹線道路が記載されているもの）、 周辺図（住宅地図の写し可）	

（その他の注意事項）

※ 届出様式データ等は市ホームページから取得して利用できます

アドレス <https://www.city.omitama.lg.jp/0016/info-0000000303-2.html>

【小美玉市ホームページ→「暮らし手続き」→「上水道」→「水道指定事業者の皆さまへ」】

・紙での届出様式をご希望の場合には、「小美玉市上下水道料金お客様サービスセンター」へご連絡ください。届出様式を郵送いたします。

※ 指定工事店登録更新手数料として1万円の納入が必要となります。
（更新書類届出の内容確認後に納付をお願いするご案内をします。）

※ 小美玉市指定給水工事事業者は、小美玉市のうち小川地域、美野里地域の指定となります。
玉里地域の給水区域に関しましては、湖北水道企業団（☎0299-24-3232）での指定となります。

更新手続き日程表について

日程		内 容
6月	センター → 事業者様	・小美玉市水道局から指定更新事業者へ更新の案内通知
6～8月	事業者様	・提出書類準備
8月31日まで	事業者様 → センター	・指定更新の提出書類の受付期間 ・書類提出は8月末までをお願いします ・提出書類は郵送可能です。
6～8月	センター（水道局）	・提出書類内容確認 ※事業者様に提出書類の修正をお願いする場合があります
9月上旬まで	センター → 事業者様	・指定工事店登録更新手数料の納付依頼
9月29日まで	センター → 事業者様	・指定証を郵送 ※更新手数料の納付状況で変わる場合があります
随 時	事業者様 → センター	・指定事項変更がある場合、変更届出必要

※センターは「小美玉市上下水道料金お客様サービスセンター」の略

その他（お願い）

・提出書類のうち「③ 様式第3号（指定更新時確認書）」の記入例は、市ホームページ（表面のアドレス参照）より確認することができます。

・有効期限（令和3年9月29日）内に更新手続きを完了しないと失効となります。

・更新事務手続きを円滑に行うため、早いうちに届出書類提出へのご協力をお願いいたします。

<更新書類の提出先：郵送による届出可>

〒319-0111 茨城県小美玉市中野谷501-216

小美玉市上下水道料金お客様サービスセンター 宛

電話 0299-36-8811

<更新に関するお問い合わせ先：所在地同上>

小美玉市水道局水道課業務係

電話 0299-48-1111（内線6203・6204）